

Title	ウェブ・ポメリーン法と外國貿易
Sub Title	Webb-Pomerene act and foreign trade
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1951
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.5 (1951. 5) ,p.21- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19510515-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ウエップ・ポメリン法と外國貿易

高 鳥 正 夫

アメリカの反トラスト法のうちで、外國貿易に最も重要な關係をもつものは、千九百十八年に制定されたウエップ・ポメリン法であるが、それを考察する前提として、シャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員會法等のように、いわば反トラスト法の中心的な地位を占める法律は、外國貿易に關してどのような態度をとつてゐるかを検討してみよう。先ずシャーマン法の第一條は「各州相互の若しくは外國との取引又は商業を制限するあらゆる契約、トラストその他の形式による結合又は共謀はすべて違法である」と宣言し、「かかる契約を締結し若しくはかかる結合又は共謀をなす者はすべて輕罪の罪を犯したものとし、その有罪が確認された場合には、裁判所の裁量に従つて、五千弗以下の罰金又は一年以下の禁錮に處し若しくはこれを併科する」と規定してゐる。第二條も「各州相互の若しくは外國との取引又は商業のいかなる部分についても獨占し若しくは獨占しようとして、又はその獨占を目的として他人と結合し又は共謀した者」に對し、第一條と同様に輕罪の責任を負わせて、州際通商と共に外國貿易の面にもその規律を及ぼしてゐる。⁽¹⁾更にこれらの規定が適用される「者」のうちには、外國法にもとずいて設立された會社及び團體も含まれる旨が、同法第八條に定められてゐる。⁽²⁾次に問題になるのは、

千八百九十四年のウィルソン關稅法 (Wilson Act) 即ち「租税を輕減し、政府の歳入をはかり、かつその他の目的を有する法律」(An Act to reduce taxation, to provide revenue for the Government and for other purposes) の第七十三條乃至第七十七條のいわゆる反トラスト條項である。そのうち實體的規定である第七十三條は「若しくはそれ以上の人又は會社のなした結合、共謀、トラスト、協定又は契約は、當事者のいづれかが自ら又は他人の代理人として外國品を合衆國に輸入する業務に従事する場合に、合法的取引それ自體又は合法的取引における自由競争を制限し、若しくは合衆國に輸入されようとする商品又はその加工品の市價を、いかなる地方においてもつり上げようと企てたときは、それらはすべて公益に反し違法でありかつ無効である」と規定しているほか、その處罰についてもシャーマン法とほぼ同様な定めがなされている。このようにウィルソン關稅法の反トラスト條項は、外國貿易の面でシャーマン法を補強するものであり、⁽³⁾「シャーマン法を補強した連邦取引委員會法とクレイトン法であるが、反トラスト法と外國貿易の關係で特に重要なものは、連邦取引委員會法第六條h項の規定であろう。即ち「外國における製造業者、商人又は貿易業者の團體、結合若しくは慣行その他の條件が、合衆國の外國貿易に影響を及ぼす場合には、その國における取引状態及びその國との取引状態について隨時調査をなし、適當と認める勸告を附して、これを議會に報告する権限」が連邦取引委員會に與えられたことである。また、連邦取引委員會法第五條は「商業における不正な競争方法は違法である」と宣言すると同時に、第四條において、この「商業」のうちには、外國との商業も含まれることを明らかにしているから、結局、この第五條の規定は外國貿易に對しても適用されるわけである。次にクレイトン法においては、差別價格、拘束契約を禁止する第二條及び第三條、或は會社間の株式取得、重役兼任を禁止する第七條、第八條等の規定が、外國貿易にも適用されるか否かということは、規定そのものからは明らかでないが、判例上シャーマン法に違反する國際的結合組織の解體に關連して、株式取得及び重役兼任が禁止されてきている。⁽⁴⁾

このように、アメリカの反トラスト法は州際通商に適用されると同時に、外國貿易への適用を初めから考慮していたのであるが、そのため外國貿易に従事する貿易業者、製造業者等も、反トラスト法によつて、企業の結合組織を作ることを嚴重に制限されていた。けれどもこれらのアメリカの製造業者も、國際市場においては、強力な結合組織をもつ外國の同業者の團體と競争しなければならず、また外國の貿易業者は多くの場合に能率的な組織を作つてゐるため、そのような組織をもつことのできないアメリカの同業者は、これらの外國の貿易業者と同等な條件で、國際市場における競争に参加することができないわけである。ただシャーマン法の制定された千八百九十年以前には、外國におけるこれらの結合組織も比較的少なかつたため、アメリカの同業者の蒙る不利益についてはそれほど注目をひかなかつたが、第一次世界大戰の直前からの急激な増加に伴つて、國際市場におけるアメリカの同業者の地位の弱體化が反省されるに至つたのである。このような傾向は千九百十四年の大戰の勃發によつて一層明らかになり、多くの國においては政府が率先して企業の結合を獎勵し、その他の國も企業者間の結合を放任しておくものが多く、⁽⁶⁾そのためU・S・スチール會社、スタンダード石油會社、國際刈入機械會社等のように、獨力でも外國の結合組織と競争できるだけの強大なものとはかく、それ以外のアメリカの同業者、特に中小企業者は反トラスト法の施行によつて、不利な立場に追いこまれるに至つた。しかも他方においては、軍需物資と食糧の莫大な注文を別としても、中立國の物資の輸入先が殆どアメリカに限定されたため、大戰の勃發を契機として、アメリカの外國貿易の躍進が期待されたのである。そこでアメリカの輸出業者の直面する難局を打開すると同時に、外國貿易を伸長させてアメリカの繁榮の基礎をきずくために、外國貿易の面に限つて企業の結合を認めようとする要請が、當時においては極めて強いものであつたことはいうまでもない。けれどもこの問題は、同時に國內における消費者と競争者の利益に重大な關連をもつものであるから、外國貿易の伸長によるアメリカ經濟の繁榮と、反トラスト法の基本的な理念とをどのようにして調和させるかは、アメリカの反トラスト法における最も重要な課題の一つであるといわなければならない。⁽⁶⁾

- (1) *Thomson v. Union Castle Mail Steamship Company et al.* (1908)
American Banana Company v. United Fruit Company (1909)
J. W. Jenks and W. E. Clark, *The Trust Problem*, pp. 225—256.
- (2) *U.S. v. Aluminum Company of America* (1945)
C. S. Duncan, *Legalizing Combinations for Export Trade*, *Journal of Political Economy*, 25, pp. 317—319.
- (3) H. A. Toulmin, *International Contracts and the Anti-trust Laws*, p. 44.
矢澤 惇「國際的契約と反トラスト法」(法學協會雜誌第六七卷第二號)一六七頁。
- (4) *U.S. v. Diamond Match Company et al.* (1946)
H. A. Toulmin, *ibid.*, p. 460.
- (5) W. Notz, *The Webb Law, its scope and operation*, *Journal of Political Economy*, 27, pp. 529—530.
- (6) E. Jones, *The Trust Problem in the United States*, pp. 375—377.

II

後進國として出發したアメリカが、大量的に流入しようとする外國商品に對して、自國の産業を育成するために保護關稅を採用したことは周知の事實であるが、前述したように、アメリカ經濟の繁榮のために貿易關係の部門に限つて反トラスト法の適用を除外し、貿易業者、製造業者等が結合組織を作ること認めようとする主張も、この傳統的な保護關稅と關連させることによつて、初めてその意味が理解できるのである。元來、アメリカにおいては、關稅問題は政治上の論争の重要な對象であり、南北戰爭の經濟的原因の一つがそれであつたと同時に、南北戰爭後の共和黨と民主黨との政權争いも、關稅問題を周つてなされたともいうことができるであらう。即ち、南北戰爭(一八六一—一八六四年)後に政權を握つた共和黨は、各方面で産業資本に有利な政策をとつたが、關稅についても、千八百五十七年の平均稅率が十九%であつたのに對して、千八

百六十四年には平均税率四十七%のモリル關稅法 (Morill Act) を採用し、更に千八百九十年には高率保護關稅に徹底したマッキンレー關稅法 (Mckinley Act) を採用し、平均税率は四十九・五%にまで引上げられ、かつ、課稅範圍も擴大されたため、産業資本の急速な成熟が助長された。その後、千八百九十二年には政權は民主黨にうつり、千八百九十四年に關稅引下を意圖するウィルソン關稅法 (Wilson Act) が成立し、税率の一般水準は三十九・九%に低下したが、千八百九十三年の恐慌が原因となつて民主黨は世望を失ひ、やがて千八百九十七年には平均税率五十七%という未曾有の高率を規定したディングレー關稅法 (Dingley Act) が共和黨の手で成立し、産業資本家のために外國資本の競争から國內市場を確保した。

けれども商品の獨占的な高價格に惱む農民、地主等の利益を直接の背景とし、トラスト禁止の主導者であつた民主黨が千九百十二年に政權を握ると、一方において連邦取引委員會法、クレイトン法を制定すると共に、他方においては、保護關稅が一般物價の騰貴をもたらし、獨占企業の進展を助成するという見解のもとに、千九百十三年にはアンダーウッド關稅法 (Underwood Act) を制定して平均税率を二十七%にまで輕減し、その實施期間中はアメリカへの輸入品の六十六%が無税であつたといわれている。⁽²⁾ このような大幅な關稅率の引下が、傳統的な保護主義者或は産業資本の利益を背景とする共和黨の激しい反對に直面したことはいうまでもないが、これらの非難に對して民主黨は、國內の一般消費者の立場からいふならば、良質で廉價な外國商品の輸入は望ましいことであり、排斥しなければならぬものは外國業者のダンピングであり強力な結合組織であることを指摘したのである。従つて、國內の産業資本を保護するための政策としては、關稅率を引上げることよりも、むしろ外國業者のこれらの不當な行爲に對して、どのような措置をとらなければならぬかということが、民主黨によつて検討されたわけである。このうち外國業者のダンピングに對する措置としては、千九百十六年に制定された歳入法 (Revenue Act) の第二條及び第三條に、アメリカ國內の取引を制限し若しくは獨占する意圖をもつて、外國業者が行う組織的なダンピングその他の不當な行爲を禁止する規定を設けて、問題の解決をはかるうとしたが、これらの規定はその

後の關稅法の制定に當つても考慮されてきてゐる。⁽³⁾

外國における企業の結合組織がアメリカの同業者にもたらす影響については、前述したように、大戰の直前まではそれほど注目をひかなかつたのであるが、大戰の接近と共に、外國においては、戰爭の準備のために企業の結合が促進されその數が急激に増加したにも拘らず、他方、國內においては、消費者の利益を保護するという理由から關稅率が大幅に引下げられたため、外國業者の結合組織の影響が著るしく現れてきた。いかえれば、輸入の面においては、組織的なダンピングとなつて國內の商工業者を壓迫し、輸出の面においては、アメリカ輸出業者の海外進出を阻害してきたのである。そのため、民主黨の行つた關稅率の引下に對する非難は一層激しくなると共に、それに關連して、反トラスト法を貿易關係の部門にまで一律に適用することの可否が喧しく論議され、全國貿易協議會 (National Foreign Trade Convention)、合衆國商業會議所 (United States Chamber of Commerce) 等の民間經濟團體も、委員會を設けてこの問題を検討し始めるに至つた。⁽⁴⁾ このような情勢に應えて、千九百十四年に設置された連邦取引委員會に對して、アメリカの外國貿易に影響を與える外國業者の結合組織の活動に關して調査し、適當な勸告をつけて議會に報告する權限が與えられたのである。この權限にもとずいて、連邦取引委員會の發足と殆んど同時に廣汎な調査が開始され、活潑な公聽會が繰返し開催されたのち、千九百十六年六月の議會に「アメリカ輸出貿易における協同」(Cooperation in American Export Trade) という題名の、立法勸告を含んだ二卷の龐大な報告書が提出された。この報告書は、先ず、千九百一年乃至千九百三年と千九百十一年乃至千九百十三年との二つの時期における各國の輸出額を比較して、アメリカの輸出貿易がイギリス、ドイツの輸出貿易の進展に比べて著るしく遜色があることを指摘し、その理由として、金融操作、外國投資、運輸關係等における立遅れと共に、反トラスト法の施行が重大な障碍となつている點をあげている、いかえれば、外國の貿易業者、製造業者等は優れた施設と能率的な組織をもち、企業の結合組織は國際的なものがあるにも拘らず、⁽⁵⁾ アメリカの同業者は、反トラスト法が適用される疑いを怖れがあ

るため、輸出貿易の面でも能率的な組織を作ることができず、そのため不利な立場におかれており、特に中小企業者が打撃をうけていることを明らかにしている。従つて、その対策としては、アメリカの輸出業者が外國の結合組織と競争できるように、反トラスト法上の疑いを除去して、輸出貿易における協同を認めるための法律を制定することを勧告してゐる。⁽⁶⁾

(1) 拙稿「クレイトン法と持株會社」(法學研究第二三卷第四號)五一頁。

(2) F. W. Taussig, *Tariff History of the United States* pp. 158—167.

J. H. Frederick, *The Development of American Commerce*, pp. 303—304.

鹽野谷九十九「アメリカ經濟の發展」一七六一—一七九頁。

(3) 例えば千九百三十年の關稅法においても、ダンピングその他の不當な行爲がアメリカの國內商業を破壊する効果又は傾向をもつ限りそれらの輸入はすべて違法でありかつ無効であるとし、その違反に對する關稅委員會 (Tariff Commission) の調査決定にもとずいて、大統領はその輸入を禁止することができる旨の規定が設けられてゐる。

丸山泰男「國際貿易と反トラスト法」(日産協月報第四卷第一二號)一七一—一八頁。

(4) J. S. Duncan, *ibid.*, pp. 327—329.

(5) この報告書には、ドイツ、フランス、ベルギー、イタリー等の各國における強力な企業の結合組織の實態が説明されているが、特にドイツにおけるカルテルが重要なものだけでも六百を數え、それらはいずれも國內取引と同時に外國貿易をも支配し、國際市場におけるドイツの生産者相互の競争を回避して有利な價格を維持していることが指摘されている。

F. T. C., *Report on Cooperation in American Export Trade, Part II, Exhibit I, Part I*, pp. 3—5.

(6) F. T. C., *ibid.*, Summary, pp. 3—10.

連邦取引委員會のこの立法勸告にもとずいて、千九百十六年八月に貿易部門に限つて反トラスト法の適用を除外しようとする法案が議會に提出され、千九百十八年四月にウェッブ・ポメリーン法 (Webb-Pomerene Act) 即ち「輸出貿易を促進し、かつその他の目的を有する法律」(An Act to promote export trade, and for other purposes) として成立したのであるが、民主黨のウィルソン大統領は議會における演説のうちで、同法の成立が遅延することは、アメリカの眼前におか

れている大きな利益を失うことになる點を指摘していることに注目しなければならない。⁽¹⁾ いかえれば、それまで商品の獨占的な高價格から一般消費者を保護するという理由で、國內的には反トラスト法を制定し對外的には關稅率を引下げてきた民主黨が、外國貿易の伸長によるアメリカ經濟の繁榮の要請の前に、貿易部門に對する反トラスト法の適用除外のための法案を提出し、大統領自身がその通過成立を要望したからである。勿論、獨占的な企業⁽²⁾の結合組織が存在するということは、外國貿易の面では國家の利益になるとしても、それは必ずしも國內の消費者と競争者の利益に合致するものではないから、その意味において民主黨のこの措置も、必ずしも矛盾であるといいきることはできないのである。⁽³⁾ むしろ問題は、このようにして成立したウエップ・ポメリン法が、反トラスト法の法益と、外國貿易に従事する貿易業者、製造業者等の結合による利益という二つの利益を、どのように調整しながら保護しているかという點である。そこでウエップ・ポメリン法を檢討してみると、先ず第二條において、シャーマン法の規定は「輸出貿易に従事することを唯一の目的として設立され、かつ、現に輸出貿易のみに従事している團體若しくはかかる團體が輸出貿易についてなした協定又は行爲を違法とするものではない」ことを宣言し、更に第三條においては、クレイトン法第七條の規定が「輸出貿易に従事することを唯一の目的として設立され、かつ、現に輸出貿易のみに従事している會社の株式その他の資本の全部又は一部を他の會社が取得し又は所有することを禁止するものではない」と規定し、輸出業者にカルテル、トラスト等による結合の自由を認めている。けれどもその反面、第一條において、これらの「輸出貿易」には「合衆國又はその屬領内における貨物、製品又は商品の生産、製造若しくは消費又は轉賣のための販賣」が含まれないことが定められ、國內取引を制限することを防止し、⁽⁴⁾ また第二條及び第三條の但書においても、シャーマン法及びクレイトン法の適用を除外するについて嚴重な條件を課して、消費者と競争者の利益を保護するという反トラスト法の原則を堅持している。即ち、第二條の適用を受けるためには「かかる團體、協定又は行爲が合衆國內の取引を制限せず、かつ、國內における競争者の輸出貿易を制限しないこと、⁽⁴⁾ 更にかかる團體が合衆國內におけ

ると否とを問わず、その輸出品と同種の商品の合衆國內における價格を人爲的又は故意につり上げ又は下落させ、若しくは合衆國內における競争を實質的に減少し又は取引を制限するいかなる協定、了解、共謀その他の行爲に加わらないこと」を條件とし、⁽⁵⁾ また第三條も「かかる取得又は所有の結果が合衆國內における取引を制限し、又は競争を實質的に減少する場合」には適用されない旨の但書を設けている。⁽⁶⁾ 次に第四條においては、連邦取引委員會法に定められた「不正な競争方法」の禁止及びその執行手續に關する規定は「輸出貿易に従事する競争者に對し、輸出貿易においてなされた不正な競争方法に對しても適用され、かかる不正な競争方法を構成する行爲が合衆國の領土管轄權の外においてなされた場合も同様である」ことが明らかにされたが、このことは反トラスト法の國際的適用を強化したものである。⁽⁷⁾ 更に手續の面においても、これらの輸出團體が反トラスト法の適用除外の利益を享受できる條件として、定款、業務規定その他の組織に關する書類及び年度報告の提出を要求しているが、これらは連邦取引委員會の報告徴收權、業態變更命令權等と相俟つて、輸出團體の違法な行爲の發見を容易にするものである。

このように理解するならば、ウェップ・ポメリーン法によつて輸出團體の結成とその組織的な活動を認めたといふことは、反トラスト法の原則に對し外國貿易の伸張という考慮から特に認められた例外であり、いわば判例で認められた *rule of reason* の立法化ともいふことができるであらう。⁽⁸⁾ それ故、これを反トラスト法の適用が除外されるという面からみるならば、輸出業者が輸出價格を維持する協定を締結することも許されるし、また單獨では能率的な貿易業務を行うことができない中小企業者は、國際的な共同販賣機關を設置することも認められ、販路、品質、數量等の取引條件の調整も可能となつてくるわけである。けれども、同時に、ウェップ・ポメリーン法も反トラスト法の原則に對する例外である限り、あくまで例外的のために原則が無視されないような考慮が拂われているのであつて、例えば一般消費者の利益を侵害したり、競争者を排除して外國貿易を獨占し組織的なダンピングを行うような輸出團體は、ウェップ・ポメリーン法の下においても、その存在

は否定されるのである。結局、同法による輸出團體の結成は、反トラスト法の施行もなく、むしろ政府が保護助長している各國の強力な結合組織への對抗手段として認められたものであつて、その意味においては、いわゆる「對抗カルテル」(Counter-Cartel)の容認に外ならないのである。従つて、前述した連邦取引委員會の報告書或は議會の審議においてもみられるよう⁽⁹⁾に、立法の趣旨としては、中小企業者による結合組織の結成を期待しているのであり、國際市場において確固たる地位を獲得してゐる大企業者の結合を豫想してゐるものではないのである。⁽¹⁰⁾

(1) E. Jones, *ibid.*, p. 380.

(2) 拙稿「シャーマン法と rule of reason」(法學研究第二一巻第一二號)二二頁。

(3) 千九百十六年に下院を通過した法案においては、「輸出貿易」には「合衆國又はその屬領内における貨物、製品又は商品の生産、製造若しくは取引又は賣買」(Trading in, or marketing)が含まれないと定められていたが、連邦取引委員會から、この法案によれば、輸出團體がその輸出のために商品を合衆國內で買入れることも禁止され、その目的を害するとの反對があつて、千九百十七年に上院でこの「取引又は賣買」という語句が「消費又は轉賣のための販賣」(selling for consumption or for resale)と改められた⁴⁶⁹。

H.A. Toulmin, *ibid.*, pp. 22—23.

(4) 原案にはこの條件がなかつたが、千九百十六年に下院で「合衆國の輸出貿易を制限しないこと」という條件を追加した。けれども上院において、この條件を認めれば、この法案が輸出貿易を制限する團體を設立し又は協定する權利を與えながら、但書で、この權利を奪うこととなるという理由から、「國內における競争者の輸出貿易を制限しないこと」と改められたものである。

H.A. Toulmin, *ibid.*, pp. 26—28.

(5) E. Jones, *ibid.*, pp. 382—383.

矢澤、前掲一七三—一七四頁。

(6) H.A. Toulmin, *ibid.*, p. 12.

L.T. Fournier, The purposes and results of the Webb-Pomerene Law, *American Economy Review*, 22, pp. 27—29.

(7) F.T.C., *ibid.*, Part I, p. 380.

F. Jones, *ibid.*, p. 384.

(8) 矢澤 惇「アメリカにおける反トラスト法の形成」(法律時報第一九卷第五號)八三一—八四頁。

拙稿「シャーン法と rule of reason」一—三頁。

(9) F.T.C., *ibid.*, Part I, pp. 161—162, p. 6.

(10) 矢澤「國際的契約と反トラスト法」一七〇頁。

丸山、前掲二〇頁。

三

アメリカの外國貿易を伸張するために、輸出業者に限つて反トラスト法の適用を除外したという點において、ウエップ・ポメリーン法の制定は極めて重要な意味をもつことは前述したところであるが、制定當時においては、ヴェノス・アイレスの「ラ・エポカ」(La Epoca)の誌上に短い批評がのせられた外は、それほど大きな反響を呼ぶには至らなかつた。⁽¹⁾そこで、ウエップ・ポメリーン法の實際の運用を検討してみると、同法の下において、千九百十八年から千九百四十年までに百二十五の團體が結成され、二千七十四の業者が参加したといわれている。けれども、取引條件の變化によつて解散するものが多く、毎年⁽²⁾の現在數は五十を前後するに止まり、千九百二十九年から千九百三十一年の最高時においても僅かに五十七團體であり、現在では四百三十四の業者を構成員とする四十四の團體があるに過ぎないといわれている。⁽³⁾更にアメリカの輸出總額に對する輸出團體による輸出額の比率をみると、二%から十七%の間を上下し、千九百二十一年から三十年までは上昇したが、その後は下向きであり殊に最近は激減したといわれている。⁽³⁾これらの數字は、いずれも、ウエップ・ポメリーン法が當初に期待されたような大きな効果をあげていないことを示しているものとみることができであろう。そして、その最も大きな理由の一つは、同法制定の千九百十八年から二十年代にかけて、アメリカ經濟が第一次世界大戰と共和黨の經濟政策に

よつて驚くべき躍進と繁榮を續け、いわゆる後進國的な性格を完全に脱却したため、中小企業者の結合組織としての輸出團體を、それほど必要としなくなつたことに求められるであらう。⁽⁴⁾更に検討してみなければならぬことは、ウエップ・ポメリーン法が果してどれだけの利益を中小企業者に與えているかという點である。彼等は資本においても、取扱う商品の數量においても貧弱なものであつて、中小企業者同志が結合しても、それだけでは國際市場に進出することは殆んど不可能なのである。それ故、彼等に結合する特權が許されたとしても、實際には大企業者が結合することによつて受ける利益に比べると、殆んどどれだけの利益も受けることができないのである、また假りに、それに近い利益を受けるために大企業者と結合しようとしても、大企業者はこれを拒むであらうし、或は極めて不利な立場でしか結合することができないであらう。このように理解すると、輸出貿易について一般的に結合することが許されるとしても、それによつて恩恵を受けるのは大企業者であり、中小企業者は却つて以前よりも不利な立場におかれるに至つたとみることができであらう。その意味において、ウエップ・ポメリーン法の果してきた役割は、更めて検討されなければならない。⁽⁵⁾また、保護關稅の撤廢後に、國內の消費者と競争者の利益を考慮しながら、しかも外國貿易を伸張するためには、輸出貿易の面に限つて反トラスト法の適用を除外すれば足りるという構想、いしかえれば、輸出業者の結合組織が保護關稅に代替する作用を果すという考え方も、現在では反省する餘地があるように思われる。⁽⁶⁾けれども、固より經濟界においては、輸出團體の組織と活動に對する制限を更に緩和することが望ましいとの意見があり、また、各國の輸出貿易が國家機關の嚴重な管理の下に行われる傾向のある今日では、それらに對抗する意味においても、輸出團體の結成はむしろ奨勵されなければならないとも主張されている。これに對して反トラスト論者は、輸出團體の結成は必然的に國內價格に影響を及ぼし、國內取引を制限して競争者の利益を害するという理由から、反トラスト法の國際的適用を強調し、或は國際市場における巨大な結合組織の存在は、やがて政府の支援を要請して國家間の紛争を招來する原因となることを指摘し、ウエップ・ポメリーン法の廢止を主張している。⁽⁷⁾またその妥協

案として、國際市場における獨占的結合組織の形成が、主として特許實施權の附與を中心としてなされた事實に鑑み、特許制度を改革し、特許權という獨占權を廢止して使用料制度で開放することによつて、この問題を解決しようとするものもあり、或は輸出團體の結成は、強力な外國同業者の結合組織に對抗するため必要がある場合に限つて、これを許可することが望ましいとの意見も唱えられている。これらの種々の意見を反映して、反トラスト法の適用除外法であるウェップ・ポメリーン法が、いいかえれば、アメリカの反トラスト政策が外國貿易の面でのように變化するかは、絶えず關心を向けなければならぬ問題であらう。

- (1) W. Notz, *ibid.*, p. 525, pp. 540—541.
 - (2) 矢澤「國際的契約と反トラスト法」一七〇頁。
 - (3) L. Fournier, *ibid.*, pp. 20—21.
 - (4) 柳父徳太郎「國際獨占資本と國際貿易機關」(東京商科大学國際關係研究會「國際貿易憲章の研究」)二一五—二一六頁。
 - (5) C.S. Duncan, *ibid.*, pp. 337—338.
 - (6) P. Bidwell, *Imports in American Economy, Foreign Affairs.*
 - (7) 柳父、前掲二二一—二三八頁。
 - (8) 丸山、前掲二二頁。
 - (9) E. Jones, *ibid.*, p. 386.
 - (10) A. Hansen, *America's Role in the World Economy*, pp. 174 ff.
- 丸山泰男「ヴェンチル・ハージ戦時及び戦後に於ける反トラスト法の運用」(經濟民主化第四號)三四—三六頁。